

密猟の防止を目的とした国頭村及び大宜味村内の林道

夜間通行止め

実証実験のお知らせ

実施目的

ヤンバルテナガコガネやリュウキュウヤマガメ、野生のランなど、やんばるの森の野生動植物を密猟者から守るため、環境省を中心に密猟の防止に向けた普及啓発や密猟パトロールなどを行ってきました。

しかし、近年、希少種を狙った事件が相次いでおり、残念なことに、今日においても密猟と疑われる痕跡や情報が後を絶たず、予断を許さない状況が続いています。

そこで、沖縄県では、昨年度に引き続き、密猟者の侵入を物理的に阻止する効果的な手法を検討するため、林道の夜間通行止め実証実験を実施いたします。

林道夜間通行止めにつきましては、やんばるの貴重な動植物をこれ以上捕られたくないという地元住民の皆様をはじめ、沖縄県の自然を大切にしたいと願う県民の思いをもとに実施します。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

実施期間 令和 **2** 年 **8** 月 **22** 日 (土) ~ 令和 **2** 年 **10** 月 **11** 日 (日)

実施時間帯 **19** 時 (通行止め) ~ **5** 時 (解除)

※上記の期間中毎日行います

実施場所 国頭村及び大宜味村内の林道

お問い合わせ 沖縄県自然保護課 世界自然遺産推進室
☎ 098-866-2243

※詳しくは沖縄県自然保護課ホームページをご覧ください

協力機関 国頭村、大宜味村、環境省沖縄奄美自然環境事務所
林野庁沖縄森林管理署、沖縄県森林管理課



通行止めはこの看板が目印です

夜間通行止め実証実験の主な対象外

- (1) 救急救命や遭難・災害救助など緊急を要する事情を目的とした夜間通行
- (2) 通行止めゲートの箇所を通行する必要がある土地の所有者の夜間通行
- (3) 通行を予定する林道の管理者(国頭村、大宜味村)または沖縄県自然保護課から、夜間林道通行に係る許可を受けた者(※) 国頭村及び大宜味村の許可は、同時に実証期間中の県営林道の通行許可とみなします。

種の保存法で指定する野生動物の捕獲、売買、譲渡、譲受は禁止

密猟は犯罪



「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(種の保存法)に基づき、国内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生生物のうち、人為的な影響により減少が見られる種等を「国内希少野生動植物種」また、特にその保存を緊急に図る必要があると認められる種は「緊急指定種」に指定され、捕獲、殺傷、譲渡、輸出入、陳列などが禁止されています。

種の保存法に違反をした場合の罰則

違法な 譲渡や 捕獲等	個人の場合	法人の場合
	5年以下の懲役 または 500万円以下の罰金	1億円以下の罰金

絶滅のおそれを高める要因の1つは、私たち人間による「**捕獲・採集**」で、商業目的や鑑賞目的による乱獲や盗掘などが**大きな影響**を与えています。

やんばるの森の野生動植物を将来にわたって残していくために、
一人一人が「**むやみに獲らない**」意識を持ちましょう。

※種の保存法以外に、国や県の天然記念物、市町村条例等によって保護されている種もあります。
それぞれの規制内容については各団体にお問い合わせください。